

**令和6年度
市有地売却一般競争入札
実施要領**

(令和7年2月27日執行)

羽 曳 野 市

売却物件一覧表

※物件の詳細については実施要領10ページ以降の「物件調書」を参照してください。

物件 番号	物件の所在地	地目		地積(m ²)		最低売却 価格	入札 保証金	開札日時
		登記	現況	登記	実測			
6-1	島泉一丁目410番1	宅地	宅地	888.48	888.48	6,060万円	303万円	令和7年 2月27日(木) 10時30分～

※現地説明は事前に連絡をいただければ、日時調整のうえ随時行わせていただきます。

令和6年度 市有地売却一般競争入札 実施要領

入札に参加しようとする者は、本要領に記載された事項及び羽曳野市における入札・契約等に係る法規等を熟知したうえで参加してください。

1. 売却物件

一般競争入札の対象となる売却物件は、1ページの「売却物件一覧表」のとおりです。各物件の詳細は10ページ以降の「物件調書」のとおりです。

- (1) 物件の引渡しは現状有姿で行います。土地の現況や電柱、支線、街灯、その他施設の位置等を必ず現地で確認してください。
- (2) 土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認してください。
- (3) 「物件調書」は入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず入札参加者自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。また、「物件調書」の各図面が現況と異なる場合は、現況が優先します。
- (4) 売却物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行っていただきます。
- (5) 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行っていただきます。
- (6) 物件に関し、数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第6条第1項に規定する当該土地の所有権移転の日から2年間は、この限りではありません。
- (7) 本要領6ページから9ページの「土地売買契約書（案）」に記載している事項について十分把握してください。

2. 売却の方法

売却は、郵送（一般書留郵便または簡易書留郵便に限る。）による一般競争入札の方法で行います。入札には事前に入札参加申込みが必要です。

一般競争入札とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者が入札の方法によって競争し、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方法をいいます。

3. 入札参加者の資格

- (1) 入札参加者は、日本国内に住民登録している個人及び日本国内で登記している法人とします。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であることとします。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加できない者
 - ② 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - ④ 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受

- けている者
⑤ 本市が課税する市税の滞納がある者

4. 入札参加申込み

- (1) 申込受付期間及び受付時間
令和7年1月20日(月)から令和7年2月10日(月)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)午前10時00分から午後5時00分まで
- (2) 申込受付場所
羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市役所 本館3階 総務部管財用地課
- (3) 申込方法
- ① 入札参加希望者は、入札参加申込書その他必要書類に必要事項を記入押印(実印)のうえ、申込受付場所に直接持参してください。(郵送による受付は行いません。)
 - ② 一つの物件に対して2者以上の連名(共有)による申込みも可能です。
- (4) 提出書類
- ① 入札参加申込書兼誓約書
 - ② 印鑑登録証明書〔法人の場合は印鑑証明書〕
 - ③ 住民票〔法人の場合は履歴事項全部証明書〕
 - ④ 本市が発行する市税完納証明書(該当者のみ)
- 注1: ②③については発行後3ヶ月以内のもの、④については発行後1ヶ月以内のものに限ります。
- 注2: 共有名義で申込む場合は、②～④は共有名義人分も提出してください。
- (5) 申込みにあたっての留意事項
- ① 売買契約、所有権移転登記は入札参加申込人名義で行います。それ以外の名義では行いません。
 - ② 申込物件の変更及び取下げはできません。
 - ③ 申込受付終了後に「入札書」、「入札書封筒(内封筒)」、「郵送用封筒(外封筒)」、「郵送入札の説明書」、「納付書(入札保証金払込用)」、「請求書兼口座振替依頼書(入札保証金返還用)」、「入札参加申込書兼誓約書の写し」をお渡しします。
 - ④ 申込みに要する一切の費用は申込者の負担とします。なお、提出書類の返却は出来ません。
 - ⑤ 受付期間を過ぎてから提出のあったもの、提出書類に不備があるものは申込受付できませんのでご注意ください。
 - ⑥ 入札申込者に関する情報及び申込者数等のお問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

5. 入札保証金

- (1) 入札に参加するためには、本市が定めた額(1ページの「売却物件一覧表」に記載された額)の入札保証金が必要です。
- (2) 入札参加者は、上記(1)の入札保証金を入札書郵送前に、本市が申込受付時に発行する納付書により納付してください。
- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後指定の口座へ振込にて返還します。また、手続きには必ず入札保証金納入通知書兼領収証書(原本)の提出が必要となります。なお、振込までに約1ヶ月程度要する場合があります。
- (4) 入札保証金には、利息を付しません。
- (5) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結の際に契約保証金に充当

します。

- (6) 落札者が契約締結期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

6. 入札

(1) 入札の方法

- ① 入札は、一般書留郵便または簡易書留郵便による郵送に限って受け付けます。
- ② 入札参加者は、入札書に必要事項を記入押印（実印）のうえ、入札書封筒（内封筒）に入れ、封をしてください。
- ③ 必要事項を記入押印（実印）した入札保証金返還用の請求書兼口座振替依頼書及び入札保証金の領収証書（金融機関の領収印の押されたもの）のコピーを、②の入札書封筒とともに郵送用封筒（外封筒）に入れてください。
- ④ 以上を確認のうえ、**必ず一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送**してください。**普通郵便や速達郵便等では受け付けません。**

(2) 入札受付期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月21日（金）まで
（当該期間内に**必着**するように余裕をもって郵送してください。）

(3) 開札

- ① 開札日時
1 ページの「売却物件一覧表」に記載のとおり開札を行います。
- ② 開札場所
羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市役所 本館4階 北会議室
- ③ 入札者（代理人を含む）の開札参加は自由です。（2名以内とします。）ただし、参加者は資格確認のため、申込受付時にお渡しした入札参加申込書兼誓約書の写しを持参のうえ、受付で提示してください。なお、開札参加の有無は、落札者の決定に一切影響しません。
- ④ 開札結果は、入札者の受付番号と落札金額のみを読み上げます。なお、落札者が開札に参加していないときは、落札者にのみ、当日に電話で連絡します。
- ⑤ 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ⑥ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。
- ⑦ 開札結果について、広報等に落札金額及び落札者の法人・個人の別等を公表します。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札書が入札受付期間最終日までに到達しなかったとき。
- ② 入札書が本要領に定める方法以外の方法で提出されたとき。
- ③ 入札書が本要領に定める郵便種別以外の種別で提出されたとき。
- ④ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
- ⑤ 入札書に記名押印がないとき。
- ⑥ 入札金額を訂正したとき。
- ⑦ 入札金額が最低売却価格未満のとき。
- ⑧ 一の入札に2通以上の入札書を提出したとき。
- ⑨ 入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。
- ⑩ 入札保証金を納付期限までに納付せず、又はその金額に不足がある

とき。

- ⑪ 入札の資格がない者が入札したとき。
- ⑫ 入札に関し不正な行為を行ったとき。
- ⑬ その他入札に関する条件に違反したとき。

(5) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、開札後直ちに開札場所で行います。
- (2) 落札者の決定は、本市が定める最低売却価格（1ページの「売却物件一覧表」に記載のとおり）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引きで落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。

8. 契約締結及び契約条件

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱第14条の規定による誓約書（様式第1号）を提出すること。また、落札者が法人の場合は役員名簿（役員の氏名・ふりがな・住所・生年月日・性別の記載されたもので様式不問。）を併せて提出してください。
- (2) 落札者は、令和7年3月12日（水）までに契約保証金を納付するとともに売買契約の締結を行っていただきます。なお、入札保証金は契約保証金に充当します。
- (3) 落札者に対しては、6ページ以降の土地売買契約書（案）のとおり契約条件で売買契約を締結します。

9. 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の1割以上で本市の指定した金額とします。
- (2) 契約保証金は、本市が発行する納付書により納付していただきます。
- (3) 契約保証金は、売買代金に充当します。
- (4) 契約保証金には、利息を付しません。
- (5) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は本市に帰属し、返還しません。

10. 売買代金の支払い及び所有権移転・物件引渡し

- (1) 売買代金は、売買契約の締結日から令和7年3月31日（月）までに本市が発行する納付書により納付していただきます。
- (2) 売買代金を全額支払われたときに、当該物件の所有権が移転するものとし、現状有姿のまま引渡しがあったものとします。

11. お問い合わせ先

〒583-8585
羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市役所 総務部管財用地課
TEL 072-947-3803（直通）



土地売買契約書(案)

売出人羽曳野市（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地の表示）

第2条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売払い、乙はこれを買受ける。

所在	地番	地目		地積 (㎡)	
		登記	現況	登記	実測
1 ページ「売却物件一覧表」を参照					

（売買代金）

第3条 当該土地の代金は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金のうち、金3, 030, 000円（1 ページ「売却物件一覧表」に記載された入札保証金の額）は入札保証金より充当するものとする。

2 前項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 乙が第5条に定める義務を履行しないときは、甲は、第13条の規定に基づき本契約を解除し、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。また、乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においても同様とする。

5 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、甲の発行する納付書により令和7年3月31日までに支払わなければならない。

（所有権移転及び登記）

第6条 当該土地の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

3 登録免許税等登記に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第7条 当該土地は、前条第1項の規定により所有権が移転したとき、現状有姿のまま甲から乙に引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の日から当該土地の引渡し日までの間において、当該土地が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損害は乙が負担するものとする。

(公租公課の負担)

第9条 第6条第1項に規定する所有権移転後の当該土地に対する公租公課は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、引き渡された当該土地に関し、数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、第6条第1項に規定する当該土地の所有権移転の日から2年間は、この限りではない。

(用途の制限)

第11条 乙は、第6条第1項に規定する当該土地の所有権移転の日から3年間（以下「指定期間」という。）、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供してはならない。

2 乙は、指定期間、当該土地について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

(用途制限の承継義務等)

第12条 乙は、指定期間内に第三者に対して当該土地の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

2 乙は、指定期間内に第三者に対して当該土地に地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

3 前2項における第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、乙が負わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他何らの手続を用いずに、本契約を解除することができる。

(1) 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当すると認められたとき。

(3) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認め

られたとき。

(4) 正当な理由がないのに、契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに第3条の売買代金の1割に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(返還金等)

第14条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、本契約を解除した場合において、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、本契約を解除した場合において、乙が損害を受けることがあっても、これを賠償しない。

4 甲は、本契約を解除した場合において、乙が当該土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条第2項、第16条第2項または前条の規定により甲に支払うべき金額があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(原状回復義務)

第16条 乙は、甲が第13条の規定により本契約を解除したときは、自己の負担において当該土地を原状に回復し、甲の検査を受けて甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が当該土地を原状に回復して返還しないときは、甲が乙に代わって原状に回復することができるものとし、乙は、その費用を負担しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により当該土地を甲に返還する場合は、当該土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、当該土地の利用については法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、当該土地の利用にあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第20条 乙は、当該土地引渡し以後においては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(特記事項)

第21条 入札実施要領の物件調書に記載のとおりとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第 23 条 本契約に関し疑義がある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲	所在地	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号	
	名称	羽曳野市	
	代表者	市長 山入端 創	Ⓔ

乙	住所		
	氏名		Ⓔ

物 件 調 書						
物 件 番 号		6-1	最低売却価格		6, 060万円	
物件の表示	所在地		地目		地積	
	町名	地番	登記	現況	登記(m ²)	実測(m ²)
	島泉一丁目	410番1	宅地	宅地	888.48	888.48
		地積合計			888.48	888.48
住居表示	有		土地の状況	更地		
接面道路の状況	市道島泉46号線		私道負担	無		
法令等の制限	都市計画区域	市街化区域				
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他	※特記事項5				
供給処理施設の状況	項目	利用可能な施設		配管等の状況		
	電気	関西電力(株)		※特記事項4		
	ガス	大阪ガス(株)		※特記事項4		
	上水道	市営水道		※特記事項4, 7		
	下水道	公共下水道		※特記事項4, 6		
学区	高鷲小学校		高鷲中学校			
特記事項	別紙、物件調書特記事項のとおり					

物件調書特記事項(物件番号6-1)

1. 当該物件は、全て現状のまま引渡しとなります。
2. フェンスについては、買主で撤去すること。
3. 当該物件の境界及び土質等は買主で調査を行うこと。
4. 当該物件の利用に伴うライフライン（電気、ガス、上下水道等）の調査、申請、引込状況、費用の確認及び近隣との調整については、買主にて行うこと。

5. 当該物件利用に伴うその他法令等の制限について

- ・ 建築基準法第22条の区域内、宅地造成等工事規制区域内
- ・ 各部の高さ規制：道路斜線、隣地斜線
- ・ 日影規制：高さが10mを超える建築物は対象
平均地盤からの高さ4m
敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間は4時間
敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間は2.5時間
- ・ 敷地東側に面する道路は、建築基準法第42条1項1号道路である。
- ・ 敷地西側に面する道路は、建築基準法第42条1項5号道路である。
- ・ 建築物の計画を行う場合には、建築基準法などによる手続きが必要となりますので、羽曳野市都市開発部建築指導課と協議すること。

※上記内容の問い合わせ先：建築指導課審査検査担当 内線:2501, 2502, 2503

- ・ 都市計画法第4条第12項の規定による土地の区画形質の変更がある場合、同法第29条第1項の規定により、開発行為の許可が必要。
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要となる場合は、大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課との協議が必要。
- ・ 羽曳野市都市開発指導要綱の適用範囲に該当する開発（建築）行為を行う場合は、同要綱に基づく協議が必要となりますので、羽曳野市都市開発部建築指導課と協議すること。

※上記内容の問い合わせ先：建築指導課開発指導担当 内線2512, 2513, 2514

- ・ 羽曳野市全域が羽曳野市景観計画区域に指定しており、建築物又は工作物の新築、増築、改築等を行う場合は、景観法第16条第1項の規定により、あらかじめ市に届出が必要になる場合があるので、都市開発部都市計画課と事前に協議すること。
- ・ 当該地は第一種中高層住居専用地域であり、大阪府屋外広告物条例の規定により屋外に看板や広告塔等の広告物を掲出する場合には制限があるため許可が必要。

※上記内容の問い合わせ先：都市計画課 内線2572, 2573

6. 下水道について

- ・ 当該地東側に公共汚水樹（D型）有り。
- ・ 当該地東側道路に汚水本管有り、放流方式は分流式。
- ・ 当該地は公共下水道供用開始済区域のため、受益者負担金（1㎡あたり450円）は賦課されない。
- ・ 雨水排水施設は北側に水路、東側隣接道路に排水構造物（側溝）がある。
（雨水樹の有無については土地管理部署に確認すること）

（全般）

- ・ 市の下水道計画と整合する計画を行うこと。
- ・ 当該物件の土地利用に係る全ての調査及び協議は、買主にて行うこと。
- ・ 全ての機能復旧は買主にて行うこと。

（汚水）

- ・ 当該物件の汚水整備（汚水樹設置も含む）については、買主にて行うこと。
- ・ 公共汚水樹、宅内排水の整備については買主にて行うこと。

物件調書特記事項(物件番号6-1)

- ・整備を行う場合施工承認等申請書を行うこと。
- ・宅内排水の整備をする場合、羽曳野市排水設備指定工事店から排水設備工事確認申請書を提出し、確認を受けること。

(雨水)

- ・雨水、雑排水、用水の調査は落札者にて行うこと。
- ・当該地の雨水整備については落札者にて行うこと。
- ・関係する全ての水利組合及び流出先権利者と協議を行うこと。
- ・当該地に既存の雨水流入がある場合は、関係者と協議し、機能復旧を行うこと。

※上記内容の問い合わせ先：下水道総務課管理担当 内線2390

7. 上水道について

- ・上水道本管, 引込管, 水道メータの有無・位置・口径については以下のとおり。
(上水道本管) DIP Φ75、(引込管) Φ50、(水道メータ) 有、(口径) 50mm
なお、本管の位置は買主で調査し、羽曳野市水道局と協議すること。
- ・羽曳野市水道事業給水条例及び同条例施行規程を遵守すること。

※上記内容の問い合わせ先：水道局工務課管理担当 内線5042

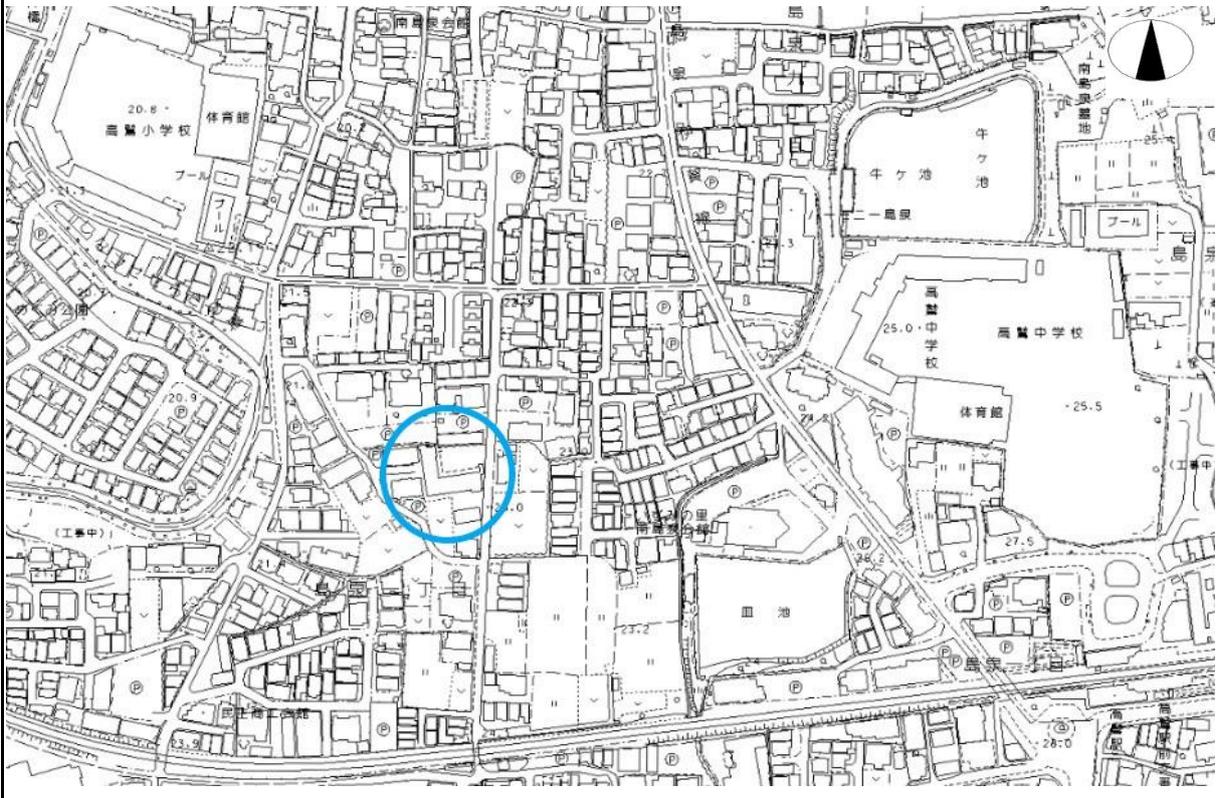
8. 文化財関係について

- ・当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、文化財保護法93条に基づく届出は不要。
- ・開発区域の面積が300㎡以上で土木工事等を行う場合は、羽曳野市開発指導要綱第19条に基づき「試掘調査依頼書」の提出が必要。
- ・試掘調査依頼書の提出が必要になります(羽曳野市開発指導要綱第19条)。
- ・新たに遺跡が発見される可能性があることから、遺跡が発見された場合は、その保護について本市の文化財・世界遺産室と協議を行うこと。

※上記内容の問い合わせ先：世界遺産・文化財総合管理室文化財課 内線4484

9. その他の法令・条例等の調査については、全て買主にて行うこと。

土地所在図



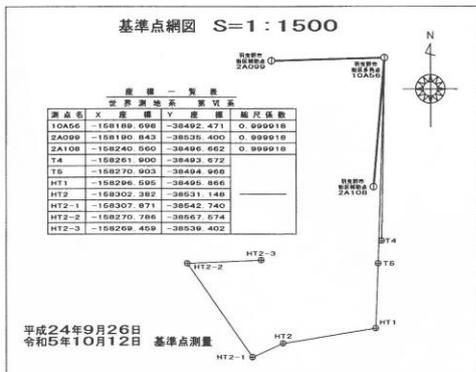
地番 410番1 地積測量図

土地の所在 羽曳野市島泉一丁目

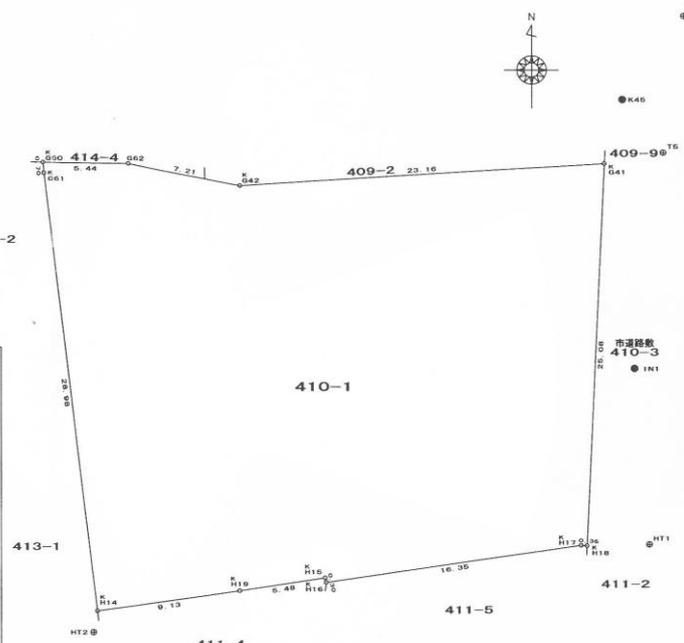
座標求積表

地番	410-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	
G60	-158271.482	-38534.322	23583.005064	
G61	-158272.190	-38534.272	1136529.818368	
H14	-158300.976	-38530.909	1057519.328414	
H19	-158299.636	-38521.868	-84131.759712	
H15	-158298.792	-38516.445	-20914.429635	
H16	-158299.093	-38516.379	-82579.116576	
H17	-158296.648	-38600.207	-93093.500526	
H18	-158296.675	-38499.838	-963612.445302	
G41	-158271.619	-38498.689	-909878.015826	
G42	-158273.041	-38521.810	-1579.394210	
G62	-158271.578	-38528.880	-60066.523920	
	総面積		1776.966139	
	面積		888.4830695	
	地積		888.48 m ²	

基準点網図 S=1:1500



平成24年9月26日
令和5年10月12日 基準点測量



引測点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
K45 金属プレート	-158267.405	-38497.542
IN1 金属プレート	-158285.051	-38496.784

凡例
K - 金属プレート
令和5年10月12日 測量

※位置図及び地積測量図の縮尺等は正確ではありません。

お問い合わせ先

羽曳野市 総務部 管財用地課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

(市役所本館3階)

電話 072-947-3803 (直通)